

山梨県警察旗等の取扱いに関する訓令の制定について

〔 昭和56年12月26日 〕
甲通達（務）第69号

この度、山梨県警察に警察旗及び本部長旗を、各所属に所属旗（署旗、隊旗、校旗）を定めるため、山梨県警察旗等の取扱いに関する訓令（昭和56年12月26日山梨県警察本部訓令第17号）を制定し、昭和57年1月9日から施行することとしたが、制定の趣旨及び運用上の留意事項は次のとおりであるから、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

山梨県警察を表徴し、警察職員の士気高揚と団結を図るため、山梨県警察旗等を制定したが、その使用基準、使用の手続、保管等について必要な事項を定めたものである。

第2 運用上の留意事項

1 警察旗等の種別、制式、保管責任者等（第2条関係）

「県警察旗」は、県警察を表徴するものであるが、本部及び各所属における行事等に使用するため、「本部長旗」「所属旗」と略旗の4種類を制定し、これらの制式、保管責任者を明確にした。

2 警察旗の使用（第3条関係）

- (1) 「県警察として行う主要な行事のとき」とは、県警察が主催して行う表彰式、初点検等の各種記念式典及び術科、スポーツ等の各種大会等をいう。
- (2) 「その他士気高揚のため必要なとき」とは警察職員の士気の高揚のほか、警察参加の意義を高めるため警察旗を使用することが適当と警察本部長が認めたときをいう。

3 所属旗の使用基準等（第5条関係）

所属旗の使用及び取扱いについては、それぞれの保管責任者が、その使用基準、使用の手続及び保管管理の方法等を定め適正な取扱いに努めるものとするが、その使用基準はおおむね次のような場合とする。

- (1) 表彰式、記念式等及び術科、スポーツ大会等の場合
- (2) 県下及びブロック別の各種大会、訓練等に参加する場合
- (3) 警察学校における入校（卒業）式の場合

(4) 警察職員の士気の高揚及び警察参加の意義を高めるため所属旗を使用することが適当と認められた場合

4 略旗の使用（第6条関係）

(1) 「部隊活動として必要なとき」とは、各種警備実施等の場合、部隊の位置等を表示する場合等をいう。

(2) 「その他士気高揚等のため必要なとき」とは、各種競技大会及び警察参加の意義を高めるため、略旗を使用することが、必要と認められる場合等をいう。

5 保管の方法等（第7条関係）

(1) 収納ケースに納めて保管する。警察旗、所属旗の本旗については、虫害又は湿気により破損、汚損することのないよう配慮すること。

(2) 各所属に掲げる所属旗の略旗については、所属長席付近に掲げることとし紫外線により変色することのないよう配慮すること。

(3) 管区機動隊の略旗は警備第二課長保管とする。